

八戸市学校給食用物資納入業者資格審査基準

1. 営業条件

原則として八戸市内に事業所を有し、食品製造業、加工業、販売業を営む法人又は個人。ただし、八戸市内で製造、加工が出来ず、あるいは必要数量の調達が困難な食品を取り扱う法人又は個人の場合はこの限りでない。

2. 経営規模

- (1) 学校給食用物資を必要量供給できる能力を有すること。
- (2) 相当数の常用従事者を有し、常時営業を続けていること。
- (3) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設（設備）を有し、緊急時に即応し得る機動力を有すること。

3. 信用状況

- (1) 学校給食に理解を有し、信用があり良心的な業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第 2 条の 3 の規定に該当しない者であること。
- (4) 原則として引き続き 2 年以上その営業に従事していること。
- (5) 確実な取引先を有し、広範囲に販売されていること。
- (6) 食品に関する諸法令を遵守していること。
- (7) 納税義務が完全に履行されていること。

4. 衛生状況

- (1) HACCP に沿った衛生管理を実施し、営業施設とその管理状況並びに食品衛生保持の状況が優良なもの。
- (2) 従業員の健康管理が充分に行われているもの。
- (3) 納入食品について衛生検査機関の検査成績が良好なもの。

5. 供給能力

- (1) 仕入および製造加工能力が相当広大で需要量に対応できること。
- (2) 指定の期日、時間、場所等へ衛生的な状態で輸送・納入ができること。
- (3) 野菜類に納入の申請を希望する場合は、地元野菜を取り扱えることを条件とする。